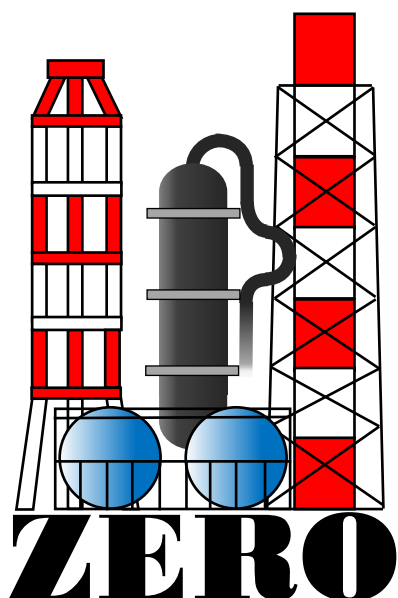


# 四日市コンビナート危険物ゼロ災戦略

2026



四日市市消防本部  
四日市コンビナート地域防災協議会

## I はじめに

石油コンビナートは、大規模かつ複雑な製造施設や貯蔵施設を有し、取り扱う物質も幅広いことから、ひとたび災害が発生すれば、大きな被害に発展する恐れがあり、危険物施設の安全確保は、官民共通の理念である。

一方で、全国の危険物施設における火災・流出等の事故件数は、平成6年頃から増加傾向に転じ、近年も高い水準で推移している。当地域においても同様の傾向にあることから、事故の発生防止に向けた対策が急務である。

また、石油コンビナートは、社会全体から高い安全性を求められており、コンビナートの安全基準である保安四法（消防法、高圧ガス保安法、労働安全衛生法、石油コンビナート等災害防止法）への適合が義務付けられている。しかしながら、リスクアセスメントや技術伝承の不足などから重大事故に至った事例があり、事故防止には、各規制に加え企業努力（自主保安）が必要不可欠となっている。

以上のことから、四日市市消防本部と四日市コンビナート地域防災協議会は、四日市コンビナート全体の安全化を見据えた横断的な事故防止対策を実施することとし、これまで実施してきた「四日市コンビナート地域危険物事故防止アクションプラン」を改め、新たに「四日市コンビナート危険物ゼロ災戦略」として、官民の知恵を出し合い、各事業所における自主保安の推進をより一層強化することとしたものである。



## Ⅱ 全体目標

2026年のコンビナート事故件数を **11件**以下（重大事故0件）とする。  
（直近10年間の平均値から10%以上削減）

直近10年間の事故件数

年	R7	R6	R5	R4	R3	R2	R1	H30	H29	H28
件数	27	12	18	8	6	13	7	6	10	13

※重大事故の例

火災事故のうち、死者が発生した事故、事業所外に物的被害が発生した事故等

流出事故のうち、死者が発生した事故、河川や海域など事業所外の広範囲への流出を伴う事故等

## Ⅲ 重点項目

事故防止施策における統一した下記の項目を重点項目と定め、この重点項目に基づいた各取組みを行うものとする。

【2026年 重点項目】

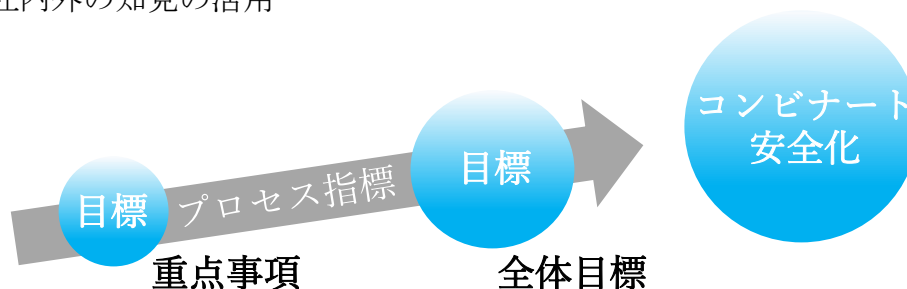
『ヒューマンエラーに起因する事故防止対策の推進』

➤昨年に発生したヒューマンエラーによる事故の大半は防ぐことができた事故であると考えられる。その防ぐことができた事故を防止するための取組みを重点的に推進する。

## Ⅳ プロセス指標

重点事項に基づく各取組みを実施する上でのプロセスの指標を下記に示す。

- ① 安全確保体制の整備と実施
- ② リスクアセスメントの徹底
- ③ 人材育成の徹底
- ④ 社内外の知見の活用



## V 基本的な考え方

### ① 潜在危険の低減

石油コンビナートでは、日常的に危険物や高圧ガスなど危険性の高い物質が取扱われているため、潜在危険（リスク）は常に潜んでいる。また、その取扱いを誤る（不具合）と、リスクが顕在化し、牙をむくケースがある。

そのため、不具合が発生しない環境を整備する必要がある。

### ② 事故の未然防止

過去の事故事例をみると、ある不具合が発生し、その防護措置が不十分であったことや、他の不具合が生じるなど悪条件が重なることで火災や爆発などの重大事故へ発展したものが多。

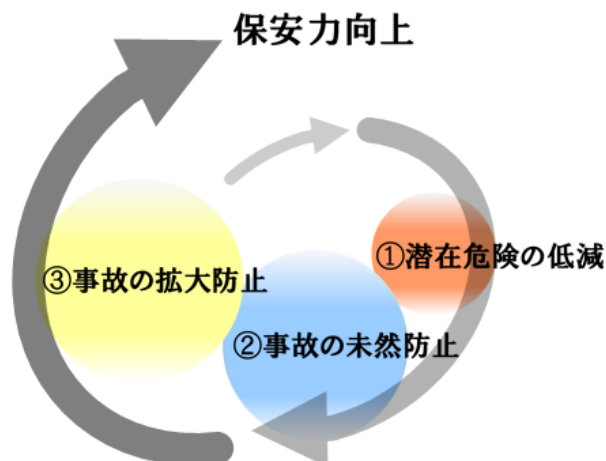
そのため、万が一不具合が発生した場合に備え、あらかじめ精緻な防護措置を施すことで、不具合を事故に発展させない環境を整備する必要がある。

### ③ 事故の拡大防止

石油コンビナート等災害防止法により各事業所の防災体制の強化が図られており、事業所規模に応じ大型化学消防車、防災要員などを備えた自衛防災組織等の設置が義務付けられている。また、事故発生時、各事業所は、消防機関等と連携・協力し災害対応にあたる責務がある。

そのため、事故による被害が最小限となるよう、自衛防災組織等の充実及び災害対応力の向上を図る必要がある。

また、事故の発生を覚知した際は直ちに通報することを義務付けられていることから、事故の大小にかかわらず早期通報を徹底していかなければならない。



## VI 事故防止に向けた行動計画【3本の柱】



### ① 潜在危険の低減

事業所の各部門（設備・運転・保安など）の担当者が集合し、潜在危険低減のための保安技術力の向上に係る意見交換や研究討議、外部講師によるセミナー等を通じて、各事業所における安全意識の高揚を図る。

#### 【具体的な取組み】

- ・保安技術力の向上について討議する『集合セミナー』を開催する。
- ・事故防止対策について外部講師による『危険物施設安全管理セミナー』を開催する。

### ② 事故の未然防止



事業所の保安部門の担当者が出席し、事故防止対策の円滑な水平展開を目的に、基本的事例の発表とグループ討議を行い、同種事故の再発防止を図る。

また、不断の取組みとして、事故事例及びその事故防止対策の情報共有を目的に、事故の概要をとりまとめ、全事業所に周知するとともに、事故防止対策の水平展開を行う。

#### 【具体的な取組み】

- ・事故防止対策の水平展開を目的とした『再発防止カンファレンス』を開催する。
- ・事故の概要をとりまとめた『事故事例シート』を作成し、全事業所を対象とした『事故事例シート報告会』を開催する。
- ・適宜『水平展開シート』を作成し、事故防止対策の徹底を行う。

### ③ 事故の拡大防止



事業所の災害対応力向上のため、各事業所において自衛防災組織等の実働訓練を実施するとともに、その効果を検証し、防災要員等の技量及び士気の向上を図る。

#### 【具体的な取組み】

- ・各事業所にて「初動情報提供シート」を活用した『実動訓練』、及び『消防隊との災害情報共有検証』を行う。

## **VII 推進体制**

四日市市消防本部及び四日市コンビナート地域防災協議会の代表者を委員とする四日市コンビナート消防連絡会にて、施策の推進を図る。

## **VIII 有効性の検証・評価等**

全体目標及び重点項目に対する結果、行動計画の実績を基に施策の有効性について検証・評価を実施する。

## **IX 目標及び行動計画の見直し**

毎年度、全体目標、重点項目及び行動計画を見直し、次年度の計画を作成する（ローリング方式）。